

社会福祉法人加須市社会福祉協議会役職員等旅費等支給規程

〔平成 22 年 8 月 12 日
規 程 第 1 4 号〕

沿革 令和 5 年 1 月 26 日規程第 2 号

令和 7 年 3 月 28 日規程第 7 号

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人加須市社会福祉協議会の役職員等の旅費の支給について必要な事項を定めるものとする。

(役職員等)

第 2 条 前条に規定する役職員等とは次に掲げる者をいう。

- (1) 理事、監事
- (2) 評議員
- (3) 各種委員会委員
- (4) その他会長が必要と認めた者
- (5) 事務局規程第 2 条に規定する職員

(旅費の支給)

第 3 条 旅費の支給は次のとおりとする。

- (1) 前条第 1 項第 1 号から第 4 号の者が、会議に出席したとき、又は業務で旅行(以下「出張」という。)したときの旅費については、別表 1 のとおりとする。
- (2) 前項に定めるもののほか、市外に出張したときの旅客運賃の支給については、加須市職員等の旅費の支給の例による。
- (3) 前条第 1 項第 5 号に規定する職員が、業務のため出張したときの旅費については、加須市職員等の旅費の支給の例による。ただし、公用車を運転したことに対する手当ては支給しない。

(報酬の支給)

第 4 条 報酬の支給は次のとおりとする。

- (1) 第 2 条第 1 項第 3 号の委員会委員のうち、社会福祉法人加須市社会福祉協議会法人後見事業運営委員会委員について別表 2 のとおり報酬を支給する。
- (2) 本会の職員及び市町村等職員を兼ね職員給与の支給がある役職員等に対して

は、旅費及び報酬は支給しないものとする。

(準用)

第5条 その他の旅費に関し必要な事項は、加須市職員等の旅費に関する条例・施行規則（平成22年条例第48号及び平成22年規則第50号）を準用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

日 額 旅 費 (市内)	普 通 旅 費 (市外)		
	車 賃 (1キロメートルにつき)	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)
1, 2 0 0 円	3 7 円	2, 6 0 0 円	1 4, 4 0 0 円

別表2（第4条関係）

区 分	
選出区分	報酬額
弁護士会	1 回 5,000 円
司法書士会	1 回 5,000 円
社会福祉士会	1 回 5,000 円
加須市医師会	1 回 5,000 円
行政書士	1 回 5,000 円
加須市民生委員・児童委員協議会	1 回 5,000 円
上記の他、関係者	0 円